

○史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 史跡取掛西貝塚の適切な保存管理及び活用に関する計画を策定するため、史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡取掛西貝塚保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に関すること
- (2) その他保存活用計画の策定にあたり必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地元自治会代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。又、関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営については、委員長が別に定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、船橋市教育委員会生涯学習部文化課において処理する。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。